

10月は里親月間です

知ってください！ 里親を

子どもたちに、家庭の安心感を

里親とは様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちを、児童福祉法の規定に基づき、実親に代わって家庭に受け入れて育てる制度です。

里親の家庭で愛情に包まれて家族の一員として暮らすことにより、子どもにとって特定のおとなとの関係性を築き、大切にされているという感覚を持ちながら育つことができます。

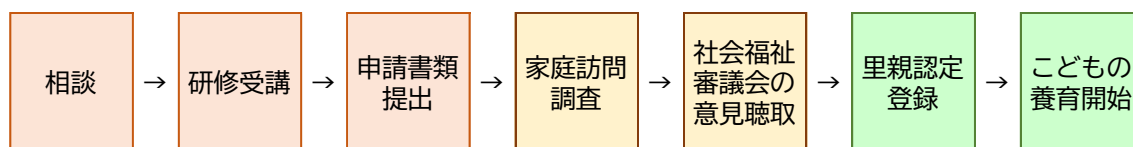
子どもたちのニーズにあった受け入れを提供できるように

中・長期の養育はもちろん、土日や長期休み中に数日間といった短期の家庭生活体験も子どもたちにとって大きな助けとなります。

子どもたちのために、あなたにも出来ることがあります

里親登録することだけでなく、里子が生活する地域の方々が里親制度をご理解いただくことだけでも、その地域で育っていく里子の大きな後押しとなります。

「里親」になるまでの流れ



(参考)里親希望者又は同居人が、次のいずれかに該当する場合、里親になれません。

- ① 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 児童福祉法等で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 児童虐待ほか児童の養育に関し著しく不適当な行為を行った者
- ④ 暴力団関係者

里親制度に関心がある方はこちらへ

里親会	電話	メールアドレス	HP
松江地区里親会 担当：大島（中央児童相談所内）	0852-21-3168	chuo-satooya@pref.shimane.lg.jp	
出雲地区里親会 担当：宮本（出雲児童相談所内）	0853-21-0007	izumo-satooya@pref.shimane.lg.jp	
浜田地区里親会 担当：三島（浜田児童相談所内）	0855-28-3560	hamada-satooya@pref.shimane.lg.jp	
益田地区里親会 担当：竹長（益田児童相談所内）	0856-22-0083	masuda-satooya@pref.shimane.lg.jp	
松江赤十字乳児院 里親家庭サポートセンターてのひら ※所管は中央児童相談所管内	0852-67-8111	satooya@matsue-nj.jrc.or.jp	